

解体工事での「公共汚水柵」の取り扱いについて

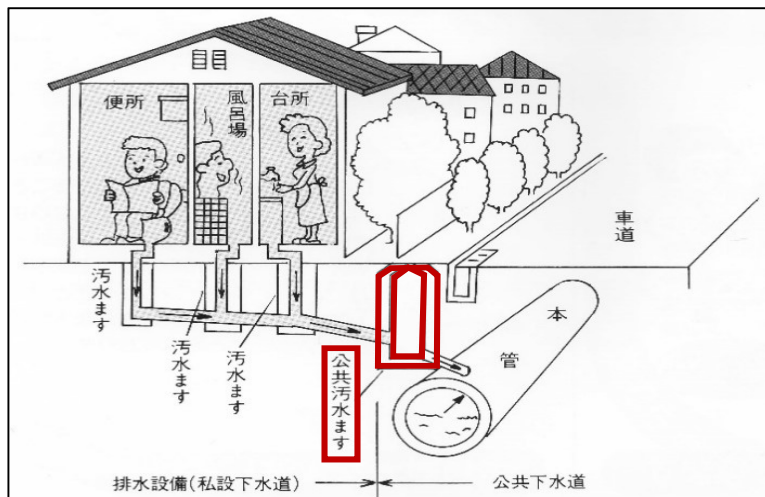
本市の公共下水道事業につきまして、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年、境港市では、解体工事の際に宅内配管の最終柵である「公共汚水柵」が建物と一緒に無断で撤去されてしまう事例が発生しています。

この「公共汚水柵」は、市の所有物となります。

「公共汚水柵」を誤って破損・撤去した場合や施工不良により「公共汚水柵」やその先の下水道本管へ土砂等が流入した場合は、復旧費用を負担していただくこととなりますので、解体工事の際は、十分ご注意ください。

また、宅内配管を撤去する際は、「公共汚水柵」へ土砂等が流入しないよう上流部分でキャップ止め等の措置を行い、「公共汚水柵」の表面が地上に露出する形で残していただきますようお願いいたします。



◎ 「公共汚水柵」の誤った破損・撤去を防ぐために！

・解体前に現場及び下水道課窓口で「公共汚水柵」の有無・位置の確認をお願いします。

※境港市下水道課のホームページでも下水道施設の設置状況が確認できます。

HP アクセス先→<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=115969>

なお、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒684-8501


鳥取県境港市上道町 3000 番地

境港市役所 建設部下水道課 計画整備係

Tel.0859-47-1117 / Fax.0859-47-1086

E-mail : gesuidou@city.sakaiminato.lg.jp

◎本市で設置している主な「公共汚水柵」(3種類※塩ビ製については蓋が3種類)

※官民境界から約1m以内に設置しており、蓋の中央に境港市の市章「」が表記されています。

①：コンクリート製公共汚水柵



②：プラスチック製公共汚水柵(鉄蓋)



③-1：塩ビ製公共汚水柵(塩ビ蓋)



③-2：塩ビ製公共汚水柵(鉄蓋)



③-3：塩ビ製公共汚水柵(防護蓋)

